

広報 やまのうち 伝言板

携帯・スマホからもご覧いただけます。右のQRコードをご利用ください。



令和6年12月25日発行

山ノ内町役場総務課
☎33-3111

☎ 問い合わせ先 () 担当者 ㊦ 有料広告

【町ホームページ】 <https://www.town.yamanouchi.nagano.jp/>

児童手当支給について確認のお願い

児童手当については、本年10月分から大幅な拡充がされています。増額された手当について、10月・11月分を12月17日に受給者の口座に振り込みましたので、ご確認ください。

今回の支給から隔月で児童手当が支給されることから、手当額に変更がない限り、振込通知は行いません。(通帳には児童手当と記帳されています)

なお、増額改定となった方には12月上旬に改定通知をお送りしていますが、今回の増額改定にあたっては、申請が必要な方もあることから、まだ申請いただいていない方については、手当の増額がされていません。

3月末までに申請いただければ、10月分まで遡って手当を増額して支給しますので、ご自分の申請が必要かどうか確認をお願いします。

詳しくは、広報やまのうち10月号をご覧くださいほか、町ホームページをご覧ください。



児童手当支給

☎ こども未来課子ども家庭支援係(小林・前田) ☎33-1102

募集 1月のスマホ教室について

山ノ内町主催の初心者向けのスマホ(スマートフォン)教室(無料)を開催します。

スマホを持っていないが使ってみたい方、持っているが使い方がよくわからない方など、お気軽にご参加ください。



開催日	時間	講義内容	定員	講師 ^(*)
令和7年 1月27日(月)	10:30~ 11:30	地図アプリを使おう	15名	au
	14:30~ 15:30 ^(*)	無料通信アプリ LINE(ライン)を学ぼう		

(*) 講師は通信会社のスタッフが務めます。なお、お持ちの携帯電話、スマホを契約している通信会社に関係なく受講いただけます。

(*) LINEの設定をご希望の場合は、14時までにご来場ください。

場 所 文化センター1階 郷土資料室

申込方法 下記担当まで電話にてご連絡ください。

申込期限 各講義の開催日の1週間前まで

その他

- ・教室で使用するスマホは貸出しいたします。すでにスマホをお持ちの方は、ご持参いただいても結構です。
- ・スマホなどの販売、契約に関わる行為は行いません。

☎ 未来創造課地域創造係(西澤・藤澤) ☎33-3113

お得な農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を目的とした制度です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式・確定拠出型で、少子高齢化時代に左右されることはありません。

この有益な制度を「知らなかった!」ということがないように、毎年この時期に地区の農業委員がご説明にお伺いしております。

税制面や年金の運用など多くのメリットがありますので、国民年金だけでは不安な方、少しでも関心のある方はお近くの農業委員(農地利用最適化推進委員)、JAまたは町までお問い合わせください。



農業者年金の加入要件

- ① 年間60日以上農業に従事する方
- ② 20歳以上60歳未満の方
※60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。
- ③ 国民年金の第1号被保険者の方(国民年金の保険料納付免除者は除く)
※農業者年金に加入した場合、国民年金の付加保険料の納付が必要となります。

農業者年金のメリット

- ① 少子高齢化時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。
- ② 保険料は自由に決められます。(月額2万円から6万7千円)
※35歳未満で一定の要件を満たす方は月額1万円から加入できます。
- ③ 支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象になります。(税制面の優遇措置)
- ④ 65歳以上75歳未満の間で、農業者老齢年金の受給開始時期をご自身で選択できます。
- ⑤ 終身年金(生涯年金を受け取ることができます。)であり、80歳前に亡くなられた場合は、遺族に死亡一時金があります。
- ⑥ 資産運用がマイナスになった場合でも、マイナス相当額を補填する仕組み(付利準備金)があります。
※平均運用利回りは3.05%(複利)です。例えば100万円が3.05%で運用された場合、30,500円の付利額がついて。定期預金よりもお得です。

☎ 山ノ内町農業委員会事務局

産業振興課農業振興係(春原・坂口) ☎33-1107

※年末年始の収集日を確認!

ゴミ出しルールは守りましょう!



宅地造成及び特定盛土等規制法について

長野県では、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえて施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)」に基づく規制区域を指定するため、基礎調査を実施しました。

その概要についてお知らせします。

<盛土規制法の概要>

長野県知事が、盛土等により人家やその他の保全対象に被害を及ぼす可能性のある区域を指定します。規制区域内で一定の盛土等を行う場合は許可申請等が必要となります。

規制区域の種別	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
区域のイメージ	市街地や集落など、人家や建築物がまとまって存在しているエリア	地形条件等から保全対象に危害を及ぼす可能性があるエリア
規制対象	・盛土高2m超 ・盛土又は切土の面積500㎡超など	・盛土高5m超 ・盛土又は切土の面積3,000㎡超など

<規制の開始時期>

令和7年5月予定

※詳しくは、県ホームページをご覧ください。

〒長野県建設部都市・まちづくり課 ☎026-235-7297 FAX026-252-7315

長野県HP



残さず食べよう！ 30・10運動

長野県では、食品ロス削減を目的とした「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」の一環として、特に宴会料理の食べ残しを出さない呼び掛けを行う、「残さず食べよう！30・10運動 宴会たべきりキャンペーン」を実施しています。

食べ残しが多いといわれている「宴会の料理」。12月から1月は、忘年会や新年会など特に宴会の席が増える時期です。誰でもできるごみ減量の取り組みのひとつが食べ残しをしないこと。食べ残しを減らすために、「最初の30分間と最後の10分間」は自分の席でお料理を楽しみ、「たべきり」で気持ちのいい宴会にしましょう。



☆飲食店、宿泊施設、食料品販売関連事業者の皆様へ☆

「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店に登録しませんか？

食品ロス削減のための取組を行ってくださるお店を、県が協力店として登録しています。宴会で食べ残しをしないよう呼びかけていただく30・10運動も取組の一つになります。登録いただきますと、長野県魅力発信ブログ「えこすた(Eco Style)信州！」に情報を掲載させていただきます。

詳細は、長野県HP(「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店)でご覧いただけます。



長野県HP

〒長野県環境部資源循環推進課 ☎026-235-7181

1月の人権よろず相談所について

差別、虐待、いじめ、家庭や隣近所での困りごと、心配事など、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。誰に・どこに相談していいかわからないことも、お話を聞いて一緒に考えたり、適切な機関を紹介したりします。一緒に解決の糸口を探しましょう。秘密は固く守られます。(予約不要・相談無料)



開催日	時間	場所
令和7年 1月9日(木)	9:00	ほなみふれあいセンター
令和7年 1月28日(火)	12:00	よませふれあいセンター

※相談の受付は11時30分までです。

〒教育委員会生涯学習課人権政策室(原・秋元)

☎38-0373 ※局番に注意

猫繁殖制限手術費補助金 受付再開のお知らせ

町では、飼い猫・飼い主のいない猫を対象に、避妊・去勢手術費用の一部補助をしています。

申請受付を一時停止していましたが、令和6年度分の受付を再開いたします。補助金申請をお考えの方は、**事前に住民環境係までお問い合わせください。**

※予算に限りがあるため、予算額に到達した場合は、補助金の受付を停止させていただきますのでご了承ください。助成金額などの詳細については、町ホームページをご確認ください。



猫繁殖制限
手術費補助金

〒住民税務課住民環境係(滝沢・宮崎) ☎33-3118

本年も大変お世話になり、ありがとうございました。

年末年始、お仕事の方も、お休みの方も、お体に気をつけてお過ごしください。来年もよろしくお願ひいたします。